

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 3月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水系タービン補機冷却系熱交換器(D)貝殻除去装置排水用電動弁において、動作不良(弁を閉できない)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
2	2号機	プロセス計算機プラント監視サーバ1において、故障警報(プラント監視サーバ1CPU STOP)の発生が認められたため、当該監視サーバを点検・修理。なお、監視サーバ2が正常であるため、プラントの監視は可能。	GIII	
3	その他	免震重要棟警報盤(B)用無停電電源装置において、動作不良(電力が出力されず、警報回路が動作しない)が認められたため、当該無停電電源装置を点検・修理。なお、無停電電源装置をバイパスし、警報回路を復旧。	GIII	